○建設工事有資格業者の認定における総合点数の算定要領

制 定 [平成9年4月1日水公達平成9年第6号]

最終改正 [平成31年3月29日水機達平成30年度第35号]

(目的)

第1条 建設工事有資格業者認定要領(水公達平成9年第5号。以下「認定要領」という。) 第4条第2項の審査項目及び審査基準に係る総合点数の算定に関する事項については、この 達の定めるところによるものとする。

(客観的事項)

- 第2条 客観的事項に係る評価点は、次の各号によるものとする。
 - 一 経営規模
 - イ 登録を希望する工事種類別年間平均完成工事高に係る評価点は、登録を希望する工事 種類別年間平均完成工事高に対応する別表1の点数欄に掲げる点数(X₁)とする。
 - ロ 自己資本額及び平均利益額に係る評価点は、自己資本額及び平均利益額に応じて、それぞれ別表2(X21)及び別表3(X22)に掲げる点数を与え、これらの点数の合計点数を2で除した点数(X2)とする。
 - 二 経営状況に係る評価点は、別記1により算定した点数 (Y) とする。ただし、経営状況 の評価点が 0 に満たない場合は 0 点とみなす。
 - 三 技術力に係る評価点は、技術職員の数に係る評価点及び許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高に係る評価点として、次に掲げる数値に応じて、それぞれ別表4(Z1)及び別表5(Z2)に掲げる点数を与え、算出された別表4の点数に5分の4を乗じたものと別表5の点数に5分の1を乗じたものを合計した点数(小数点以下切り捨て)とする。なお、機構が定める工事種別に複数の許可業種が対応している場合の技術力評点は、当該工事種別に対応する許可業種の評点で最も大きな点数とする。
 - イ 審査基準日における許可を受けた建設業の種類別の認定要領第4条第1項第1号ハ(1)から(5)までに掲げる者の数に、同号ハ(1)に掲げる者の数にあっては6を、同号ハ(2)に掲げる者の数にあっては5を、同号ハ(3)に掲げる者の数にあっては3を、同号ハ(4)に掲げる者の数にあっては2を、同号ハ(5)に掲げる者の数にあっては1をそれぞれ乗じて得た数値の合計数値であって、許可を受けた建設業の種類ごとに得たもの。
 - ロ 当期事業年度開始日の直前2年又は直前3年の各事業年度における元請完成工事高について算定した許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高であって、許可を受けた建設業に係る建設工事の種類ごとに得たもの。(認定要領第4条第1項第1号イ(1)において当期事業年度開始日の直前2年又は直前3年の各事業年度における完成工事高について選択した基準と同一の基準により得たものに限る。)
 - 四 その他の項目に係る評価点は、次により算定した数値を合算した数値に9.5を乗じた点数 (W) とする。
 - イ 労働福祉の状況に係る評価点は、別記2により算定した数値(W1)とする。
 - ロ 営業年数に係る評価点は、別表6により算定した数値(W2)とする。
 - ハ 民事再生法又は会社更生法の適用の有無に係る評価点は別表7により算定した数値(W3)とする。
 - ニ 防災協定締結の有無に係る評価点は、別表8により算定した数値(W4)とする。
 - ホ 法令遵守の状況に係る評価点は、別表9により算定した数値(W5)とする。
 - へ 建設業の経理の状況に係る評価点は、監査の受審状況及び建設業に従事する職員のうち公認会計士等資格の合格者数に応じ、それぞれ別表10(W61)及び別表11(W62)に掲げる数値を合計した点数とする。
 - ト 研究開発の状況に係る評価点は、別表12により算定した数値(W7)とする。
 - チ 建設機械の保有状況に係る評価点は、別表13により算定した値(W8)とする。
 - リ 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況に係る評価点は、別表14により算定した値(W9)とする。

- ヌ 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況に係る評価点は、別表15により 算定した値(W10)及び別表16により算定した値(W11)を合計した値とする。
- 2 客観点数は、前項の規定により算定した評価点を次の計算式により算出した数値とする。 客観点数 = 0.25X1 + 0.15X2 + 0.2Y + 0.25Z + 0.15

(主観的事項)

- 第3条 主観的事項に係る評価点は、次の各号によるものとする。
 - 一 工事成績等に係る評価点は、競争参加資格審査申請を受け付ける年の前年の12月31 日以前4年間に完成した工事(請負金額が500万円以上のものであって、独立行政法人水 資源機構が発注した工事で希望工事種別に属する工事に限る。以下「対象工事」という。) ごとに、「請負工事成績評定要領(平成 13 年 12 月 28 日水公達平成 13 年第 28 号)」第5 条の規定により評定した工事成績から 65 点を控除した点数(当該工事の成績評定を行っ ていないときは、0点とする。以下「成績評点」という。)に、当該工事の技術的難易度、 工事の請負金額を 100 万円で除した数値の 0.5 べき乗、VE評価点数及び総合評価点数を 乗じて点数を算出し、すべての対象工事に係る当該点数を合計して得られた点数(以下、 「合計点数」という。) に 0.15848 を乗じて得た点数(少数点以下第1位を四捨五入した 値)とする。これに加えて、VE提案を受け付けた工事及び総合評価落札方式の工事で、 入札に参加したが落札しなかった対象工事については、当該工事の技術的難易度、工事の 請負金額を 100 万円で除した数値の 0.5 べき乗、VE評価点数及び総合評価点数を乗じた 点数を算出し、すべての対象工事に係る当該点数を合計して得られた点数に 0.5 を乗じた 点数を合計点数に加算する。技術的難易度は、請負工事成績評定要領第5条の工事技術的 難易度評価表による技術的難易度評価に基づき 1.0 から 2.0 までの値を付与する。VE評 価点数は、請負工事成績評定要領第5条のVE提案等評定表によるVE評定に基づき 1.1 から 1.6 までの値を付与し、VE提案を受け付けていない工事については 1.0 を値として 付与する。総合評価点数は、総合評価落札方式の工事における技術点の得点率に基づき 1.0 から 2.0 までの値を付与し、簡易型及び特別簡易型の総合評価落札方式の工事並びに総合 評価落札方式以外の工事に係る総合評価点数については1.0を値として付与する。

なお、成績評点が負の値になる場合は、負の値として合計点数を計算し、その際、技術的難易度を逆数にして乗じるものとする。

(総合点数)

- 第4条 総合点数は、客観点数及び主観点数を合算したものとする。
 - (共同企業体の取扱い)
- 第5条 共同企業体(共同企業体との工事請負契約に関する事務処理について(昭和46年12月13日付け46経契第541号経理部長通達)第1条第2号に規定する共同企業体をいう。)の評価点等の算定については、第1条から第4条までの規定及び次の各号によるものとする。
 - 一 客観的事項
 - イ 経営規模に係る評価点は、共同企業体の各構成員(以下「各構成員」という。) が登録を希望する工事種類別年間平均完成工事高、自己資本額及び建設業に従事す る職員数の和により算定する。
 - ロ 経営状況に係る評価点は、各構成員について算定した点数の平均値とする。
 - ハ 技術力に係る評価点は、各構成員が登録を希望する工事種類別技術職員数の和により算定する。
 - ニ その他の項目に係る評価点は、各構成員について算定した点数の平均値とする。
 - 二 主観的事項

機構が発注し、完成した工事の工事成績及び請負実績に係る評価点は、共同企業体としての工事成績及び請負実績に基づくものとする。

2 共同企業体の等級区分の格付けを行うに当たっては、当該企業体の結合の強弱及び適 否を判断し、客観的事項及び主観的事項の合計数値について、おおむね20%の範囲内 で調整することができるものとする。

(協業組合・企業組合の取扱い)

第6条 協業組合(中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)による協業組合をいう。)と企業組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第18号)

による企業組合をいう。)の評価点等の算定については、第1条から第4条までの規定によるものとし、等級区分の格付けを行うに当たっては、当該組合の結合の強弱及び適否を判断し、客観的事項及び主観的事項の合計数値について、おおむね15%の範囲内で調整することができるものとする。

(事業協同組合の取扱い)

- 第7条 事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合で建設業法第3条(昭和24年法律第100号)の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。)の評価点等の算定については、第1条から第4条までの規定によるものとし、客観的事項については、これらの規定に定めるもののほか、次の各号によるものとする。
 - 一経営規模に係る評価点は、事業協同組合の各構成員(以下「各構成員」という。) が登録を希望する工事種類別年間平均完成工事高、自己資本額及び建設業に従事する 職員数の和により算定する。
 - 二 経営状況に係る評価点は、各構成員について算定した点数の平均値とする。
 - 三 技術力に係る評価点は、各構成員が登録を希望する工事種類別技術職員数の和により算定する。
 - 四 その他の項目に係る評価点は、各構成員について算定した点数の平均値とする。

附則

- 1 この達は、平成9年4月1日から実施する。
- 2 審査の対象とする建設業者が、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国又は 地域その他我が国に対して建設市場が開放的であると認められている国又は地域(以下「協 定適用国等」という。)に主たる営業所を有する建設業者又は我が国に主たる営業所を有す る建設業者のうち協定適用国等に主たる営業所を有する者が当該建設業者の資本金の額の2 分の1以上を出資しているもの(以下「外国建設業者」という。)である場合における第2 条第1項第3号並びに同項第4号イ、ロ、へ及びトの規定の適用については、当分の間、当 該各規定にかかわらず、それぞれ次に定めるところによる。
- ① 第2条第1項第3号の規定の適用については、同号イ中「ハ(1)に掲げる者の数」とあるのは「ハ(1)に掲げる者の数及び告示附則ニの1の規定により第二の三の1の(一)に掲げる者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者の数の合計数」と、「ハ(2)に掲げる者の数」とあるのは「ハ(2)に掲げる者の数及び告示附則ニの1の規定により告示第二の三の1の(二)に掲げる者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者の合計数」と、「ハ(3)に掲げる者の数」とあるのは「ハ(3)に掲げる者の数及び告示附則ニの1の規定により告示第二の三1の(三)に掲げる者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者の数の合計数」とあるのは「ハ(4)に掲げる者の数及び告示附則ニの1の規定により告示第二の三の1の(四)に掲げる者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者の数の合計数」と、「ハ(5)に掲げる者の数」とあるのは「ハ(5)に掲げる者の数」とあるのは「ハ(5)に掲げる者の数及び告示附則ニの1の規定により告示第二の三の1の(五)に掲げる者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者の数の合計数」とする。
- ② 第2条第1項第4号イの規定の適用については、別記2中「あり」とあるのは「あり(告示附則二の2の規定により国土交通大臣が認定した場合における当該認定した項目を含む。)」とする。
- ③ 第2条第1項第4号ロの規定の適用については、同号ロ中「営業年数」とあるのは「営業年数及び告示附則二の3の規定により国土交通大臣が認定したものの合計年数」とする。
- ④ 第2条第1項第4号への適用については、別表10中「会計監査人の設置」及び「会計参与の設置」とあるのは「会計監査人の設置又は告示附則二の4の規定により国土交通大臣が認定した措置」及び「会計参与の設置又は告示附則二の4の規定により国土交通大臣が認定した措置」と、「書類の提出」とあるのは「書類の提出又は告示附則二の4の規定により国土交通大臣が認定した措置」とする。
- ⑤ 第2条第1項第4号への適用については、別表第11中「建設工事有資格業者認定要領第4条第1項第1号ニ(5)②aに定める者」とあるのは「建設工事有資格業者認定要領第4条第1項第1号ニ(5)②aに定める者及び告示附則二の5の規定により告示第二の四の5

- の(二)のイに掲げる者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者」と、「同号二(5)②bに定める者」とあるのは「同号二(5)②b掲げる者及び告示附則二の5の規定により告示第二の四の5の(二)の口に掲げる者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者」とする。
- ⑥ 第2条第1項第4号トの適用については、別表12中「平均研究開発費の額」とあるのは 「平均研究開発費の額及び告示附則二の6の規定によりこれと同等のものとして国土交通大 臣が認定した額」とする。

附則

- この達は、平成11・12年度有資格業者名簿に係るものから実施する。 附 則
- この達は、平成13年4月1日から実施する。 附 則
- この達は、平成15・16年度有資格業者名簿に係るものから実施する。 附 則
- この達は、平成17・18年度有資格業者名簿に係るものから実施する。 附 則
- この達は、平成19・20年度有資格業者名簿に係るものから実施する。 附 則
- この達は、平成23年1月13日から実施する。 附 則
- この達は、平成23年4月1日から実施する。 附 則
- 1 この達は、平成24年12月12日から実施する。
- 2 この達の実施前に平成25年3月31日を有効期限とする一般競争(指名競争)参加資格 に関してした手続については、この達の実施後は、この達による改正後の工事認定要領、工 事算定要領、測量等認定要領、物品等事務処理要領及び物品等認定要領の相当規定によって したものとみなす。

附則

この達は、平成31年4月1日から実施する。

自己資本額	<u> </u>	点数	
		$(X 2_1)$	
3,000億円以上		2, 114	
2, 500億円以上	3,000億円未満	63×(自己資本額)	\div 50,000,000+1,736
2,000億円以上	2, 500億円未満	73×(自己資本額)	÷50,000,000+1,686
1,500億円以上	2,000億円未満	91×(自己資本額)	÷50,000,000+1,614
1,200億円以上	1, 500億円未満	66×(自己資本額)	÷30,000,000+1,557
1,000億円以上	1, 200億円未満	53×(自己資本額)	÷20,000,000+1,503
800億円以上	1,000億円未満	61×(自己資本額)	÷20,000,000+1,463
600億円以上	800億円未満	75×(自己資本額)	÷20,000,000+1,407
500億円以上	600億円未満	46×(自己資本額)	÷10,000,000+1,356
400億円以上	500億円未満	53×(自己資本額)	÷10,000,000+1,321
300億円以上	400億円未満	66×(自己資本額)	÷10,000,000+1,269
250億円以上	300億円未満	39×(自己資本額)	÷ 5,000,000+1,233
200億円以上	250億円未満	47×(自己資本額)	÷ 5,000,000+1,193
150億円以上	200億円未満	57×(自己資本額)	÷ 5,000,000+1,153
120億円以上	150億円未満	42×(自己資本額)	÷ 3,000,000+1,114
100億円以上	120億円未満	33×(自己資本額)	÷ 2,000,000+1,084
80億円以上	100億円未満	39×(自己資本額)	\div 2,000,000+1,054
60億円以上	80億円未満		÷ 2,000,000+1,022
50億円以上	60億円未満	29×(自己資本額)	÷ 1,000,000+ 989
40億円以上	5 0億円未満		÷ 1,000,000+ 964
30億円以上	40億円未満		÷ 1,000,000+ 936
25億円以上	30億円未満		÷ 500,000+ 909
20億円以上	25億円未満	29×(自己資本額)	÷ 500,000+ 889
15億円以上	20億円未満	36×(自己資本額)	÷ 500,000+ 861
12億円以上	15億円未満	27×(自己資本額)	÷ 300,000+ 834
10億円以上	1 2億円未満	21×(自己資本額)	÷ 200,000+ 816
8億円以上	10億円未満	24×(自己資本額)	÷ 200,000+ 801
6億円以上	8億円未満	30×(自己資本額)	÷ 200,000+ 777
5億円以上	6億円未満	18×(自己資本額)	÷ 100,000+ 759
4億円以上	5億円未満	21×(自己資本額)	÷ 100,000+ 744
3億円以上	4億円未満	27×(自己資本額)	÷ 100,000+ 720
2億5,000万円以上	3億円未満		÷ 50,000+ 711
2億円以上	2億5,000万円未満	19×(自己資本額)	÷ 50,000+ 691
1億5,000万円以上	2億円未満	23×(自己資本額)	÷ 50,000+ 675
1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	16×(自己資本額)	÷ 30,000+ 664
1億円以上	1億2,000万円未満	13×(自己資本額)	÷ 20,000+ 650
8,000万円以上	1億円未満		÷ 20,000+ 635
6,000万円以上	8,000万円未満	19×(自己資本額)	÷ 20,000+ 623
5,000万円以上	6,000万円未満	11×(自己資本額)	÷ 10,000+ 614
4,000万円以上	5,000万円未満	14×(自己資本額)	÷ 10,000+ 599
3,000万円以上	4,000万円未満	16×(自己資本額)	÷ 10,000+ 591
2,500万円以上	3,000万円未満	10× (自己資本額)	÷ 5,000 + 579
2,000万円以上	2,500万円未満	12× (自己資本額)	÷ 5,000 + 569
1,500万円以上	2,000万円未満	14×(自己資本額)	÷ 5,000+ 561
1,200万円以上	1,500万円未満	11× (自己資本額)	÷ 3,000+ 548
1,000万円以上	1,200万円未満	8×(自己資本額)	÷ 2,000+ 544
	1,000万円未満	223×(自己資本額)	÷ 10,000+ 361

平均利益額	Į		
		(X	22)
300億円以上		2, 4	147
250億円以上	300億円未満	134×(平均禾	IJ益額)÷5,000,000+1,643
200億円以上	250億円未満	151×(平均利	月益額)÷5,000,000+1,558
150億円以上	200億円未満	175×(平均利	月益額)÷5,000,000+1,462
120億円以上	150億円未満	123×(平均利	月益額) ÷3,000,000+1,372
100億円以上	120億円未満	93× (平均利	月益額) ÷2,000,000+1,306
80億円以上	100億円未満	104×(平均禾	
6 0 億円以上	80億円未満	122×(平均禾	月益額)÷2,000,000+1,179
5 0 億円以上	6 0億円未満	70×(平均利	」益額)÷1,000,000+1,125
40億円以上	50億円未満	79×(平均利	J益額)÷1,000,000+1,080
30億円以上	40億円未満	92×(平均利	J益額) ÷1,000,000+1,028
25億円以上	30億円未満	54×(平均利	J益額)÷ 500,000+ 980
20億円以上	25億円未満	60× (平均利	J益額)÷ 500,000+ 950
15億円以上	20億円未満	70×(平均利	J益額)÷ 500,000+ 910
1 2億円以上	15億円未満	48×(平均利	J益額 ÷ 300,000+ 880
10億円以上	12億円未満	37×(平均利	J益額)÷ 200,000+ 850
8億円以上	10億円未満	42×(平均禾	J益額)÷ 200,000+ 825
6億円以上	8億円未満	48×(平均利	J益額)÷ 200,000+ 801
5億円以上	6億円未満	28×(平均利	J益額)÷ 100,000+ 777
4億円以上	5億円未満	32×(平均利	J益額)÷ 100,000+ 757
3億円以上	4億円未満	37×(平均利	J益額)÷ 100,000+ 737
2億5,000万円以上	3億円未満	21×(平均利	J益額)÷ 50,000+ 722
2億円以上	2億5,000万円未満	24×(平均利	」益額)÷ 50,000+ 707
1億5,000万円以上	2億円未満	27×(平均利	」益額)÷ 50,000+ 695
1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	20× (平均利	」益額)÷ 30,000+ 676
1億円以上	1億2,000万円未満	15× (平均利	」益額)÷ 20,000+ 666
8,000万円以上	1億円未満	16× (平均利	」益額)÷ 20,000+ 661
6,000万円以上	8,000万円未満	19×(平均利	J益額)÷ 20,000+ 649
5,000万円以上	6,000万円未満	12×(平均利	
4,000万円以上	5,000万円未満	12×(平均利	
3,000万円以上	4,000万円未満	15×(平均利	
2,500万円以上	3,000万円未満	8×(平均利	
2,000万円以上	2,500万円未満	10×(平均利	
1,500万円以上	2,000万円未満	11×(平均利	
1,200万円以上	1,500万円未満	7×(平均利	
1,000万円以上	1,200万円未満	6×(平均利	
	1,000万円未満	78×(平均利	」益額)÷ 10,000+ 547

技術職員数値			点数	
			(Z_1)	
15,500以上			2, 335	
11,930以上	15,500未満	62×	(技術職員数値)	÷3,570+2,065
9,180以上	11,930未満	63×	(技術職員数値)	$\div 2,750+1,998$
7,060以上	9, 180未満	62×	(技術職員数値)	÷2, 120+1, 939
5,430以上	7,060未満	62×	(技術職員数値)	÷1,630+1,876
4,180以上	5,430未満	63×	(技術職員数値)	÷1,250+1,808
3,210以上	4, 180未満	63×	(技術職員数値)	÷ 970+1,747
2,470以上	3,210未満	62×	(技術職員数値)	÷ 740+1,686
1,900以上	2, 470未満	62×	(技術職員数値)	÷ 570+1,624
1,460以上	1, 900未満	63×	(技術職員数値)	÷ 440+1,558
1,130以上	1, 460未満	63×	(技術職員数値)	÷ 330+1,488
870以上	1, 130未満	62×	(技術職員数値)	÷ 260+1,434
670以上	870未満	63×	(技術職員数値)	÷ 200+1,367
510以上	670未満	62×	(技術職員数値)	÷ 160+1,318
390以上	510未満	63×	(技術職員数値)	÷ 120+1,247
300以上	390未満	62×	(技術職員数値)	÷ 90+1,183
230以上	300未満	63×	(技術職員数値)	÷ 70+1,119
180以上	230未満	62×	(技術職員数値)	÷ 50+1,040
140以上	180未満	62×	(技術職員数値)	÷ 40+ 984
110以上	140未満	63×	(技術職員数値)	÷ 30+ 907
8 5以上	110未満	63×	(技術職員数値)	÷ 25+ 860
6 5以上	8 5 未満	62×	(技術職員数値)	÷ 20+ 810
50以上	6 5 未満	62×	(技術職員数値)	÷ 15+ 742
40以上	50未満	63×	(技術職員数値)	÷ 10+ 633
30以上	40未満	63×	(技術職員数値)	÷ 10+ 633
20以上	3 0 未満	62×	(技術職員数値)	÷ 10+ 636
15以上	20未満	63×	(技術職員数値)	÷ 5+ 508
10以上	1 5 未満	62×	(技術職員数値)	÷ 5+ 511
5以上	10未満	63×	(技術職員数値)	÷ 5+ 509
	5未満	62×	(技術職員数値)	÷ 5+ 510

年間平均元請完	成工事高			点数	
				(Z ₂)	
1,000億円以上				2, 865	
800億円以上		0 0億円未満	119×	(年間平均元請完成工事高)	
600億円以上	8	0 0億円未満	$145 \times$	(年間平均元請完成工事高)	\div 20, 000, 000+2, 166
500億円以上		00億円未満	87×	(年間平均元請完成工事高)	\div 10,000,000+2,079
400億円以上	5	00億円未満	104×	(年間平均元請完成工事高)	÷10,000,000+1,994
300億円以上	4	00億円未満	126×	(年間平均元請完成工事高)	÷10,000,000+1,906
250億円以上	3	00億円未満	$76 \times$	(年間平均元請完成工事高)	÷ 5,000,000+1,828
200億円以上	2	50億円未満	90×	(年間平均元請完成工事高)	÷ 5,000,000+1,758
150億円以上	2	00億円未満	$110 \times$	(年間平均元請完成工事高)	÷ 5,000,000+1,678
120億円以上	1	50億円未満	81×	(年間平均元請完成工事高)	\div 3,000,000+1,603
100億円以上	1	20億円未満	$63 \times$	(年間平均元請完成工事高)	\div 2,000,000+1,549
80億円以上	1	00億円未満	$75 \times$	(年間平均元請完成工事高)	÷ 2,000,000+1,489
60億円以上		80億円未満	$92 \times$	(年間平均元請完成工事高)	÷ 2,000,000+1,421
50億円以上		60億円未満	55×	(年間平均元請完成工事高)	÷ 1,000,000+1,367
40億円以上		50億円未満	$66 \times$	(年間平均元請完成工事高)	÷ 1,000,000+1,312
30億円以上		40億円未満	$79 \times$	(年間平均元請完成工事高)	÷ 1,000,000+1,260
25億円以上		30億円未満	$48 \times$	(年間平均元請完成工事高)	÷ 500,000+1,209
20億円以上		25億円未満	57×	(年間平均元請完成工事高)	÷ 500,000+1,164
15億円以上		20億円未満	70×	(年間平均元請完成工事高)	÷ 500,000+1,112
12億円以上		15億円未満	50×	(年間平均元請完成工事高)	÷ 300,000+1,072
10億円以上		12億円未満	$41 \times$	(年間平均元請完成工事高)	÷ 200,000+1,026
8億円以上		10億円未満	$47 \times$	(年間平均元請完成工事高)	÷ 200,000+ 996
6億円以上		8億円未満	57×	(年間平均元請完成工事高)	÷ 200,000+ 956
5億円以上		6億円未満	$36 \times$	(年間平均元請完成工事高)	÷ 100,000+ 911
4億円以上		5億円未満	$40 \times$	(年間平均元請完成工事高)	÷ 100,000+ 891
3億円以上		4億円未満	$51 \times$	(年間平均元請完成工事高)	÷ 100,000+ 847
2億5,000万円以上		3億円未満	$30 \times$	(年間平均元請完成工事高)	÷ 50,000+ 820
2億円以上	2億5,0	00万円未満	$35 \times$	(年間平均元請完成工事高)	÷ 50,000+ 795
1億5,000万円以上		2億円未満	$45 \times$	(年間平均元請完成工事高)	÷ 50,000+ 755
1億2,000万円以上	1億5,0	00万円未満	$32 \times$	(年間平均元請完成工事高)	÷ 30,000+ 730
1億円以上	1億2, 0	00万円未満	$26 \times$	(年間平均元請完成工事高)	÷ 20,000+ 702
8,000万円以上		1億円未満	$29\times$	(年間平均元請完成工事高)	÷ 20,000+ 687
6,000万円以上	8, 0	00万円未満	$36 \times$	(年間平均元請完成工事高)	÷ 20,000+ 659
5,000万円以上	6, 0	00万円未満	$22\times$	(年間平均元請完成工事高)	÷ 10,000+ 635
4,000万円以上	5, 0	00万円未満	$27 \times$	(年間平均元請完成工事高)	÷ 10,000+ 610
3,000万円以上	4, 0	00万円未満	31×	(年間平均元請完成工事高)	÷ 10,000+ 594
2,500万円以上	3, 0	00万円未満	$19 \times$	(年間平均元請完成工事高)	÷ 5,000+ 573
2,000万円以上	2, 5	00万円未満	23×	(年間平均元請完成工事高)	÷ 5,000+ 553
1,500万円以上	2, 0	00万円未満	28×	(年間平均元請完成工事高)	÷ 5,000+ 533
1,200万円以上	1, 5	00万円未満	19×	(年間平均元請完成工事高)	÷ 3,000+ 522
1,000万円以上	1, 2	00万円未満	16×	(年間平均元請完成工事高)	÷ 2,000+ 502
	1, 0	00万円未満	341×	(年間平均元請完成工事高)	÷ 10,000+ 241

営業年数	点数(W ₂)
3 5 年以上	6 0
3 4年	5 8
3 3年	5 6
3 2年	5 4
31年	5 2
30年	5 0
29年	4 8
28年	4 6
27年	4 4
26年	4 2
25年	4 0
2 4 年	3 8
2 3 年	3 6
22年	3 4

営業年数	点数(W2)
21年	3 2
20年	3 0
19年	2 8
18年	2 6
17年	2 4
16年	2 2
15年	2 0
14年	1 8
13年	1 6
12年	1 4
11年	1 2
10年	1 0
9年	8
8年	6

営業年数	点数 (W ₂)
7年	4
6年	2
5年以下	0

別表 7

民事再生法又は会社更生法の適用の有無	点数(W3)
無	0
有	-60

別表 8

防災協定締結の有無	点数 (W ₄)
有	2 0
無	0

別表 9

法令遵守の状況	点数 (W ₅)
無	0
建設業法第28条の規程による指示をされた場合	-15
建設業法第28条の規程による営業の全部若しくは 一部の停止を命ぜられた場合	-30

<u></u>	1
監査の受審状況	点数 (W61)
会計監査人の設置	2 0
会計参与の設置	1 0
経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	2
無	0

別表 1 1

点数	(W ₅₂)	1 0	8		6	
(年間平均完成)	工事高)					
600 億円以上		13.6 以上	10.8以上 1	3.6 未満	7.2 以上	10.8 未満
150 億円以上	600 億円未満	8.8 以上	6.8 以上	8.8 未満	4.8 以上	6.8 未満
40 億円以上	150 億円未満	4.4 以上	3.2 以上	4.4 未満	2.4 以上	3.2 未満
10 億円以上	40 億円未満	2.4 以上	1.6 以上	2.4 未満	1.2 以上	1.6 未満
1 億円以上	10 億円未満	1.2 以上	0.8 以上	1.2 未満	0.4 以上	0.8 未満
	1 億円未満	0.4 以上	_		_	-

点数 (W ₆₂₎ (年間平均完成工事高)		4		2		0
600 億円以上		5.2 以上	7.2 未満	2.8 以上	5.2 未満	2.8 未満
150 億円以上	600 億円未満	2.8 以上	4.8 未満	1.6以上	2.8 未満	1.6 未満
40 億円以上	150 億円未満	1.2 以上	2.4 未満	0.8以上	1.2 未満	0.8 未満
10 億円以上	40 億円未満	0.8 以上	1.2 未満	0.4 以上	0.8 未満	0.4 未満
1億円以上	10 億円未満			_	-	0
	1 億円未満			_	-	0

(年間平均完成工事高) に応じ、次の式により求めた数値により求める。

建設工事有資格業者認定要領第4条第1項第1号ニ(5)②aに定める者の数+同号ニ(5)

② b に定める者の数× — 1 0

別表 1 2

平均研究開発費の	額	点数
		(W_7)
100億円以上		2 5
7 5円以上	100億円未満	2 4
50億円以上	7 5 億円未満	2 3
30億円以上	50億円未満	2 2
20億円以上	30億円未満	2 1
19億円以上	20億円未満	20
18億円以上	19億円未満	1 9
17億円以上	18億円未満	18
16億円以上	17億円未満	1 7
15億円以上	16億円未満	1 6
14億円以上	15億円未満	1 5
13億円以上	14億円未満	1 4
12億円以上	13億円未満	13
11億円以上	12億円未満	12
10億円以上	10億円未満	1 1
9億円以上	10億円未満	10
8億円以上	9億円未満	9
7億円以上	8億円未満	8
6億円以上	7億円未満	7
5億円以上	6億円未満	6
4億円以上	5億円未満	5
3億円以上	4億円未満	4
2億円以上	3億円未満	3
1億円以上	2億円未満	2
5000万円以上	1億円未満	1
	5,000万円未満	0

別表13

建設機械の所有及びリース台数	点数 (W ₈)
15台以上	1 5
1 4 台	1 5
1 3 台	1 4
1 2 台	1 4
11台	1 3
10台	1 3
9台	1 2
8台	1 2
7台	1 1
6 台	1 0
5台	9
4台	8
3台	7
2台	6
1 台	5
0台	0

国際標準化機構が定めた規格による登録状況	点数(W ₉)
第9001号及び第14001号の登録	1 0
第9001号の登録	5
第14001号の登録	5
無	0

別表 1 5

若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況	点数(W ₉)
15%以上	1
1 5 %未満	0

若年新規技術職員の育成及び確保の状況	点数(W ₉)
1 %以上	1
1 %未満	0

別記1

[経営状況に係る評価点 (Y)]

経営状況に係る評価点 $(Y) = 167.3 \times A + 583$

A = $-0.4650 \times$ a $_1-0.0508 \times$ a $_2+0.0264 \times$ a $_3$ $+0.0277 \times$ a $_4$ $+0.0011 \times$ a $_5$ $+0.0089 \times$ a $_6+0.0818 \times$ a $_7+0.0172 \times$ a $_8+0.1906$

a 1 ··· 純支払利息比率

a 2… 負債回転期間

a 3 ··· 総資本売上総利益率

a 4… 売上高経常利益率

a 5 ··· 自己資本対固定資産比率

a 6… 自己資本比率

a 7… 営業キャッシュ・フロー

a s… 利益剰余金

別記2

[労働福祉の状況に係る評価点 (W1)]

$W_1 =$ 加点項目 $\times 15$ 一減点項目 $\times 40$

加点項目	① ② ③	建設業退職金共済制度加入あり 退職一時金制度導入あり 法定外労働災害補償制度加入あり
減点項目	① ② ③	雇用保険加入なし 健康保険加入なし 厚生年金保険加入なし